

許認可等の内容	負担金の徴収猶予			
根拠法令及び条項	鳥取都市計画下水道受益者負担に関する条例第7条第1項			
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長	
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成8年4月1日	
審 査 基 準				
納入通知書を受け取った日又は徴収猶予の事由が発生した日から 15 日以内に受益者負担金徴収猶予申請書により申請したものに対し、施行規則別表第1の受益者負担金徴収猶予基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。				
なお、施行規則別表第1中「その他これに準ずる土地」とは介在田及び介在畑をいい、「市長が別に定める建築物」とは次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物をいう。				
(1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）別表第2（を）項に掲げる建築物				
(2) 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所の他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 10,000 m ² 以下のもの				
(3) 巡査派出所、公衆電話所、郵便局、神社、寺院、教会等、公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第 122 号）第2条第6項第1号に規定する営業に係るものを除く。）、診療所、保育所等、老人福祉センター、児童厚生施設等、自動車教習所、近隣公園内の公衆便所及び休憩所、路線バスの停留所の上家、自治体の支部及び支所、税務署、警察署、保健所、消防署その他これらに類する用途に供する建築物				
(4) 特定行政庁（建築基準法第2条第 35 号に規定する特定行政庁をいう。）が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した建築物				
＊参 考				
受益者負担金徴収猶予基準		規則別表第1		
該当条項	徴 収 猶 予 項 目	猶 予 期 間	猶予の対象となる負担金の額	適 要
条例第7条第1項第1号	(1) 裁判上において係争中の土地	受益者の決定（判決）の日までの期間	全額	猶予申請を毎年行うものに限る。
	(2) 農地その他これに準ずる土地。ただし、その状況により宅地と認められるものを除く。	宅地化されるまでの期間		
	(3) 下水の利用が不可能又は困難である土地	1 年を限度とする。ただし、必要やむを得ない場合は、申請により1年ごとに延長できる。	市長が汚水を排出しないと認めた部分の面積により算出される額	
	(4) 都市計画法に規定する工業専用地域に存する土地のうち市長が別に定める建築物以外の敷地として使用しているもの			
	(5) 上記各号に掲げる土地を除き、特に市長が徴収猶予の必要があると認めたもの		市長が定める額	
条例第7条第1項第2号	(1) 受益者がその財産について震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。	1 年を限度とする。ただし、その状況によりさらに1年を限度として延長できる。	全額	公のり災又は盗難証明が取得できるものに限る。
	(2) 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気若しくは負傷により長期療養を必要とするとき。			医師の診断書が取得できるものに限る。
	(3) 上記各号に掲げる場合を除き、特に市長が徴収猶予の必要があると認めたもの		市長が定める額	市長が定める条件

変更日 平成 21 年 4 月 1 日

下水 2 - 2

許認可等の内容		負担金の減免		
根拠法令及び条項		鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 8 条第 2 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長	
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日	
審 査 基 準				
負担金決定通知書を受け取った日又は減免の事由が発生した日から 15 日以内に受益者負担金減免申請書に、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申請したものに對し、施行規則第 10 条第 2 項に規定する別表第 2 下水道事業受益者負担金減免基準に該当するかどうかについて審査し、決定する。				
ここで、規則別表第 2 中「公道に準ずる公共性の高い私道」とは、次に掲げる場合をいう。				
1 公道から公道に通ずる公共性の高い私道				
2 私道にかかる公共下水道敷設要綱（昭和 47 年 4 月 1 日制定）に基づいて公共下水道が敷設された公共性の高い私道				
＊参 考				
下水道事業受益者負担金減免基準				
規則別表第 2				
該当条項	該当する受益者	減免の対象となる土地	該当する主な施設	減 免 率
条例第 8 条第 2 項第 1 号	1 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者	1 学校教育法第 1 条に基づく学校用地	◎幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校	75%
		2 社会福祉法第 2 条に基づく社会福祉施設用地	◎母子生活支援施設、老人ホーム、助産施設、保育所、児童会館	75%
		3 警察法務収容施設用地	◎刑務所、拘置所、少年鑑別所	75%
		4 一般庁舎等用地	◎官公庁の庁舎、図書館、体育運動施設、公民館、博物館、青年の家	50%
		5 病院用地	◎市立病院、県立病院	25%
		6 有料の公務員宿舍用地		25%
		7 無料の公務員宿舍用地		それぞれが附属している施設と同じ
		8 文化財保護法及び鳥取市文化財保護条例により指定された文化財である土地又は文化財である建物その他の工作物の敷地		100%
条例第 8 条第 2 項第 2 号	2 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者	1 企業用財産となっている土地	◎公営有料駐車場用地、水道用地及び国有林野等事業特別会計に属する行政財産	25%
条例第 8 条第 2 項第 3 号	3 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者			100%
条例第 8 条第 2 項第 4 号	4 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる土地	1 生活保護法による生活扶助受給者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律等に		100%（ただし、受給期間中のみ）

	地に係る受益者	による生活支援給付受給者が所有する土地 2 特に生活が困窮していると認められる者の所有する土地		100%以内(ただし、減免が必要と認められる期間)
条例第 8 条第 2 項第 5 号	5 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者	1 下水道事業のため金銭を提供した者に係る土地 2 下水道事業のため土地、物件又は労力を提供した者に係る土地(下水道管渠布設のため寄附採納された土地は除く。)		差額を徴収 寄付物件等を評価し差額を徴収
条例第 8 条第 2 項第 6 号	6 鳥取市公共下水道特別使用分担金徴収条例の規定に基づく分担金の徴収の対象となった土地に係る受益者			100%
条例第 8 条第 2 項第 7 号	7 その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者	1 学校教育法第 1 条に基づく学校で私立学校法第 3 条に定める学校法人が設置するものに係る土地(管理人又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。) 2 学校教育法第 124 条に規定する専修学校又は同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校の用地(管理人又は職員等の住居に使用する建物の敷地を除く。) 3 社会福祉法第 2 条に基づく事業で同法第 22 条に定める社会福祉法人が経営する施設に係る土地(その本来の目的に使用しない土地を除く。) 4 宗教法人法第 2 条に掲げる団体が同条に掲げる目的のために使用する土地(管理人等が住居に使用する建物の敷地を除く。)で同法第 3 条に規定する境内地 5 墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する墓地又は同条第 6 項に規定する納骨堂の用地 6 民営鉄道用地 7 地域の自治的団体が供用に供する施設に係る土地 8 私道に係る土地	◎私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校 ◎理容学校、自動車学校等 ◎私立の母子生活支援施設、老人ホーム、助産施設、保育所、児童会館等 ◎神社、寺院、教会、修道院その他これに類する団体の本殿、拝殿、社務所、本堂、庫裏、教団、事務所、参道 ◎墓地、納骨堂 ◎踏切、駅前広場、平地軌道 ◎高架軌道 ◎上記以外の用地 ◎消防団倉庫、遊園地、防火水槽等 ◎集会所、公民館等 ◎公道に準ずる公共性の高い私道	75% 50% 75% 40% 100% 100% 25% 25% 100% 50% 100%

下水 2 - 2

			◎地方税法第 348 条第 2 項第 5 号に該当する公共のように供する道路	100%
			◎道路の一端が公道に接続している私道	25%
	9 都市計画法に基づく開発行為等により設置された排水施設が公共下水道となる場合における当該開発行為区域内の土地			100%
	10 文化財保護法及び鳥取市文化財保護条例により指定された文化財である建物その他の工作物の敷地			100%
	11 その他実情に応じて減免することが必要と認められる土地			その都度市長が定める
変更日 平成 15 年 6 月 9 日				
変更日 平成 22 年 1 月 1 日				
変更日 令和 5 年 6 月 6 日				

下水 2 - 3

許認可等の内容	延滞金の減免		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 10 条ただし書		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 延滞金の減免は、条例第 10 条ただし書の規定により、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「やむを得ない事由」とは、おおむね次のとおりである。 1 受益者がその財産について、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったとき。 2 受益者又は受益者と生計を一にする親族が病気若しくは負傷により、生活が著しく困難なとき。 なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。			

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画の確認		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第5条第1項		
担当課	下水道管理課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 排水設備等新設等の計画の確認は、提出された排水設備等新設等の計画の確認申請書について、排水設備の設置及び構造が次に掲げる技術上の基準等に適合しているかどうかについて審査し、決定する。 なお、基準に適合していることを確認した申請書は、確認したことを示す印を押し、申請者へ返却する。 （排水設備の設置及び構造の技術上の基準） 1 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令の規定の適用がある場合は、それらの法令の規定に適合しているものであること。 2 下水道法施行令第8条の規定に適合しているものであること。 3 条例第3条又は第4条の規定に適合しているものであること。 4 条例施行規則第2条の規定に適合しているものであること。			

許認可等の内容	排水設備等の新設等の計画の変更の確認		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第5条第2項		
担当課	下水道管理課	処分権者	市長
標準処理期間	14日	設定日	平成8年4月1日
審査基準 「排水設備等の計画の確認」の審査基準を準用する。 なお、次に掲げる変更については、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。 1 屋内の排水管に固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器の大きさ、構造、位置等の変更 2 じんかい防止装置、防臭装置等で確認を受けたときの能力を低下させることのない軽微な変更			

下水 2 - 6

許認可等の内容	排水設備指定工事店の指定		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第7条		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 条例第7条の2に規定する要件に適合しているかどうかについて審査し、適合すると認めたときは指定する。 なお、第4号イからカまでは誓約書をもって確認する。 ※参考 鳥取市下水道条例 (指定の要件) 第7条の2 排水設備指定工事店として市長の指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。 (1) 鳥取県内に営業所があること。 (2) 排水設備工事の設計及び施工に関して技能を有する者として鳥取県下水道協会に登録された下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）を1名以上選任すること。ただし、選任される責任技術者は鳥取県内の他の営業所の責任技術者を兼任することができる。 (3) 排水設備工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 (4) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 イ 責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないもの ウ 第7条の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者 エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者 オ 精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 カ 法人であって、代表者又はその業務を行う役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの 変更日 令和元年 12 月 23 日 変更日 令和 3 年 4 月 1 日 変更日 令和 7 年 6 月 10 日			

許認可等の内容	排水設備指定工事店の指定の更新		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 7 条の 5		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日
審 査 基 準 条例第 7 条の 4 に規定する指定の有効期間満了の日 30 日前までに、条例第 7 条の 3 第 1 項の規定による申請があった場合は、条例第 7 条の 2 に規定する要件に適合しているかどうかについて審査し、適合すると認めたときは指定の更新をする。 ※参考 鳥取市下水道条例 (指定の申請等) 第 7 条の 3 排水設備指定工事店として指定を受けようとする者は、規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の指定の申請があったときは、これを審査した結果、適当と認めた者を排水設備指定工事店として指定する。 3 市長は、前項の結果を当該申請者に通知するものとする。 ※参考 鳥取市排水設備指定工事店規則 (指定の申請) 第 2 条 条例第 7 条の 3 第 1 項に規定する申請は、排水設備指定工事店指定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書、条例第 7 条の 2 第 4 号アに該当しないことを証する書類及び誓約書（様式第 1 号の 2） (2) 法人の場合は、当該申請者の登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類 (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 (4) 選任する責任技術者の名簿及び排水設備工事責任技術者証の写し並びに雇用関係を証する書類 (5) 選任する責任技術者が鳥取県内の他の営業所の責任技術者を兼務する場合はその兼務状況を証する書類 (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類 (7) その他市長が必要と認める書類			
変更日 令和 7 年 6 月 10 日			

下水 2－8

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 12 条の 5		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 使用料の減免は、条例第 12 条の 5 の規定により、公益上その他特別の理由があるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「特別な理由」とは、おおむね次のとおりである。 1 漏水があったと認めたとき。 [漏水があったと認めたときの算出方法] (1) 過去 3 年の同期の使用水量の平均を排除汚水量とする。 (2) 3 年前の同期の使用水量が不明の場合は、過去 2 年の同期の使用水量の平均を排除汚水量とする。 (3) 2 年前の同期の使用水量が不明の場合は、過去 3 期の使用水量の平均を排除汚水量とする。 (4) いずれの場合もデータとなる使用水量のうち、著しい変動があるものは、その値を削除して平均する。 2 使用者が財産その他について、震災、風水害その他の災害を受けた場合に、減免が必要と特に認めたとき。			

下水 2－9

許認可等の内容	特別使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 12 条の 7 第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別使用の許可は、公共下水道使用の必要性、公共下水道事業計画との整合性、公共下水道施設管理上の支障の有無等について総合的に審査し、決定する。具体的には、次の事項等を判断して行う。 1 当該特別使用により処理区域となる区域が、下水道法第 4 条の規定により、本市が策定し認可を受けた公共下水道事業計画（以下「事業計画」という。）区域内であること。 2 当該特別使用の開始希望時期が、事業計画に基づき処理区域となるまで猶予できない合理的な理由があること。 3 当該特別使用の許可申請に係る施設に関する工事が、下水道法第 16 条の「公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持承認」の審査基準に適合していること。			

許認可等の内容	手数料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 17 条		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 手数料の減免は、条例第 17 条の規定により、公益上その他特別な事情があると認められるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「特別な事情」とは、おおむね次のとおりである。 1 手数料を納付すべき者が公の生活扶助を受けているとき。 2 手数料を納付すべき者が財産その他について、震災、風水害その他の災害を受けた場合で、減免が必要と特に認めたとき。			

許認可等の内容	排水設備等の計画の確認（地域下水道）		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 23 条第 2 項（第 5 条第 1 項準用）		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「排水設備等の新設等の計画の確認」の審査基準を準用する。			

下水 2－12

許認可等の内容	排水設備等の計画の変更の確認（地域下水道）		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 23 条第 2 項（第 5 条第 2 項準用）		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「排水設備等の新設等の計画の変更の確認」の審査基準を準用する。			

下水 2－13

許認可等の内容	手数料の減免（地域下水道）		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 23 条第 2 項（第 17 条準用）		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「手数料の減免」の審査基準を準用する。			

許認可等の内容	排水設備の新設等の計画の確認		
根拠法令及び条項	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第 6 条		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 条例施行規則第 3 条各号に規定する設置及び構造の技術上の基準による。 ここで、同条第 7 号の「適当でないと認めるとき」とは、利用量が著しく多く通常の内径、断面積では能力を超えてしまい排水に支障をきたす場合をいう。 なお、確認を受けなくてよい軽易な修繕工事は、改築工事のうち、排水管渠、ます又はマンホール以外の修繕工事とする。			

許認可等の内容	排水設備の工事の検査		
根拠法令及び条項	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第 7 条		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設定日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「排水設備の新設等の計画の確認」の審査基準を準用する。			

下水 2-16

許認可等の内容	工事業者の指定		
根拠法令及び条項	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第 8 条		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	1 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 鳥取市下水道条例第 7 条の規定による排水設備指定工事店として指定されていること。			

下水 2-17

許認可等の内容	特別使用の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標 準 処 理 期 間	10 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 特別使用の許可は、条例第 10 条第 2 項の規定により管理上支障があると認められるかどうかについて審査し、決定する。 ここで「管理上支障がある」とは、事業所等で排水量が多く、排水施設の処理能力上支障がある場合などである。			

許認可等の内容	使用料等の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第 14 条		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 使用料又は加入金の減免は、条例第 14 条の規定により、公益上特に必要があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、震災、風水害、火災その他これら類する災害等により、著しい損害を受けたなどの事由により使用料を支払うことが困難であると認められる場合に、個別に減免の程度及びその期間を決定する。			

許認可等の内容	排水設備の設置期間の延長等		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 排水設備の設置期間の延長又は猶予は、処理施設の設置完了の日から 1 年以内に排水設備を設置し、汚水を当該処理施設に排除できないことについて相当の理由があると認められる場合に行うものとする。			

下水 2-20

許認可等の内容	排水設備の新設等の計画の確認		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第9条第1項		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 排水設備の新設等の計画の確認は、提出された排水設備計画確認申請書について、排水設備の構造等が条例第8条及び条例施行規則第6条に定める排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合しているかどうかについて審査し、決定する。 ここで、条例施行規則第6条第7号の「適当でないと認めるとき」とは、利用量が著しく多く通常の内径、断面積では能力を超えてしまい排水に支障をきたす場合をいう。 なお、基準に適合していることを確認した申請書は、確認したことを示す印を押し、申請者へ返却する。			

下水 2-21

許認可等の内容	排水設備の新設等の計画の変更の確認		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第9条第2項		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 「排水設備の新設等の計画の確認」の審査基準を準用する。なお、改築工事のうち、排水管渠、ます又はマンホール以外の修繕工事については、事前にその旨を届け出ることをもって足りる。			

許認可等の内容	工事業者の指定		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 10 条		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	1 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 鳥取市下水道条例第 7 条の規定により排水設備指定工事店として指定されていること。			

許認可等の内容	排水設備の工事の検査		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 11 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 「排水設備の新設等の計画の確認」の審査基準を準用する。			

下水 2 - 24

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 19 条		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 第 19 条第 1 項関係 使用料の減免は、条例第 19 条の規定により、公益上特に必要があると認められるかどうかについて審査し、決定する。具体的には、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、著しい損害を受けたなどの理由により使用料を支払うことが困難であると認められる場合に、個別に減免の程度及びその期間を決定する。 第 19 条第 2 項関係 使用料の減額は、処理施設の電気の使用形態を審査し、決定する。			

下水 2 - 25

許認可等の内容	分担金の分割納付の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 22 条第 1 項ただし書		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 分担金の分割納付の承認は、条例第 22 条第 1 項ただし書の規定により特別の事由があると認められるかどうかについて審査し、決定する。 ここで、「特別の事由」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災害等により、著しい損害を受けたなどの事由により分担金を一時に支払うことが困難である場合をいい、これらに該当するかどうかについては、個々のケースに応じて判断することとする。			

許認可等の内容	分担金の徴収の延期等		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 23 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設定日	平成 16 年 11 月 1 日
審 査 基 準 分担金の徴収の延期又は減免は、条例第 23 条第 1 項の規定により災害その他の事由により必要があると認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「災害その他の事由」とは、震災、風水害、火災その他これらに類する災官等により、著しい損害を受けたなどの事由により分担金を支払うことが困難である場合をいい、これらに該当するかどうかについては、個々のケースに応じて判断することとする。			

許認可等の内容	融資あっせんの内定		
根拠法令及び条項	鳥取市水洗便所改造資金融資あっせん規則第7条第1項		
担 当 課	下水道管理課	処 分 権 者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成8年4月1日
審 査 基 準 既にある汲み取り便所を水洗便所に改造し、又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道の公共ます、集落排水施設若しくは浄化槽事業の処理施設に接続するための工事を行う者が提出した水洗便所改造資金融資あっせん申込書が、次の事項に適合しているかどうかについて審査し、内定する。 1 融資の対象者（第3条関係） (1) 改造工事をしようとする家屋（集合住宅等を含む。）の所有者又はその許可を受けてその家屋に居住する者 (2) 一定の収入があり、返済が容易な者 (3) 返済を保証する連帯保証人がいる者 (4) 公共下水道若しくは集落排水施設の供用開始の告示の日又は浄化槽事業の処理施設完了の日から3年以内に改造工事を行う者 (5) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、下水道使用料、下水道受益者負担金、集落排水事業分担金又は浄化槽事業分担金を滞納していない者 2 改造資金の融資額等（第4条関係） (1) 改造工事に要する工事費の範囲内で、1件につき10万円から80万円（水洗便所に改造する便槽が2個以上ある場合は、その便槽2個目から1個につき30万円を加算した額とし、融資あっせんの対象となる便槽は3個目までとする。）までとする。 (2) 償還方法は、60月以内で均等払いの方法による月賦償還とする。 3 連帯保証人（第5条関係） (1) 融資を受けようとする者と独立して生計を営んでいる者 (2) 一定の収入がある者 4 融資の申込み（第6条関係） 「排水設備等の計画の確認」の審査基準に規定する確認申請書の提出と同時に、次に掲げる書類を添付して申し込まなければならない。 (1) 申込者及び連帯保証人の所得証明書 (2) 市税等納付状況確認同意書			
変更日 令和3年4月1日			

許認可等の内容	融資あっせんの決定		
根拠法令及び条項	鳥取市水洗便所改造資金融資あっせん規則第 9 条第 1 項		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 改造工事の完了検査が終了し、かつ、改造工事の費用が適正であると認めたときは、「融資あっせんの内定」の審査基準に基づき決定した内定額が当該改造工事に要した費用の範囲内であるかどうかについて審査し、その範囲内であるときは、その額を融資あっせん額とする。			

許認可等の内容	手数料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 17 条		
担 当 課	下水道管理課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 定 日	平成 30 年 4 月 1 日
審 査 基 準 手数料の減免は、条例第 17 条の規定により、公益上特に必要があると認められるかどうかについて審査し、決定する。ここで、「公益上特に必要があると認められる」とは、県内事業者における負担の公平性を担保する必要があると認められることをいい、具体的には、条例第 16 条各号に掲げる登録の申請をする者が同時に鳥取県に対して同条の手数料に相当する手数料を納付する場合又は納付した場合をいう。 なお、減免の程度は、免除とする。			